

◆ 連帯債務と保証債務

傾向分析

	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
連帯債務			○				○				
保証債務		○	○		○		○		○		○

上記の傾向を見ればおわかりになるように、連帯債務は、そろそろ出題されてよい。また、保証債務はよく出る事項であり、平成24年の出題が保証につき正面から問うものではなかったこと、平成22年の出題が普通の保証をメインにしていたことから、連帯保証に注意が必要。そして、最近この分野からは比較の形で出題されることが多い。まずは、連帯債務と保証債務のそれぞれの基本をしっかりと頭に入れて、明確に判断ができるようになることが重要である。

1 人に生じた事由の効力等

問題は別紙参照。

1. 分 析

本問は、連帯債務者の1人や、主たる債務者・保証人について生じた事由の効力を中心に問う問題である。

- 〔1〕 連帯債務の意味
- 〔2〕 1人について生じた事由の効力（相対的効力、承認）
- 〔3〕 1人について生じた事由の効力（絶対的効力、請求）
- 〔4〕 1人について生じた事由の効力（絶対的効力—負担部分型、相殺）
- 〔5〕 主たる債務者について生じた事由の効力（保証債務の付従性、承認）
- 〔6〕 連帯保証人について生じた事由の効力（請求）
- 〔7〕 連帯債務と連帯保証の比較（免除）

2. 基礎知識の確認

(1) 連帯債務

① 連帯債務とは

債権者は、連帯債務者の1人に対し、又は、同時もしくは順次に全員に対して、全部又は一部の支払いを求めることができ、1人が全部弁済すれば、他の債務者も債務を免れるという債務のこと。つまり、債権者との関係で、連帯債務者全員が、それぞれ独立して同じ債務を負っている。

② 1人について生じた事由の効力

原則・・・相対的効力（無影響）。それぞれが、別個独立の債務を負っているから。

3. 解法テクニック

〔1〕について

自らが所有している甲土地を有効利用したいAと、同土地上で事業を行いたいBとの間において、甲土地につき、Bが建物を所有して小売業を行う目的で公正証書によらずに存続期間を35年とする土地の賃貸借契約を締結する場合、約定の期間、当該契約は存続する。しかし、Bが建物を建築せず駐車場用地として利用する目的で存続期間を35年として土地の賃貸借契約を締結する場合には、期間は定めなかったものとみなされる。

(H18)

注意！

民法と借地借家法との比較問題。

注意！

借地権なら借地借家法が適用され、借地権でない土地の賃借権なら民法が適用される。そこで本問では、まず、借地権の意義をしっかりとつかんでいることが出発点。

- ① Bが建物を所有して小売業を行う目的の場合は、借地権にあたるから借地借家法適用。
- ② Bが建物を建築せず駐車場用地として利用する目的の場合は、借地権でないから民法適用。

①の場合、借地権を設定する場合の存続期間は、地上権であると賃借権であるとを問わず、30年以上でなければならない（事業用定期借地権を除く）。

したがって、約定の期間である35年間、当該契約は存続する（この点は「○」）。

②の場合、最長期間は20年となり、20年を超えて定めた場合、その期間は20年となる。したがって、存続期間を35年として土地の賃貸借契約を締結しても、期間は20年となる。

期間を定めなかったものとみなされるのではない（この点は「×」）。

〔1〕（×）

〔2〕について

Bを借地権者とする借地権について、当初の存続期間満了時に建物が存在しており、Bが契約の更新を請求した場合で、借地権設定者Aがこれに対し遅滞なく異議を述べたが、その異議に正当の事由がないとき、契約は更新したものとみなされ、更新後の存続期間は30年となる。(H10)

まず、何がポイントとして問われているかを把握する。